

# 月例総会議事録

- 1 招集日時 令和4年1月19日(水)
- 2 開会日時及び場所  
令和4年1月19日(水) 午後1時45分  
防府市役所4号館3階 第1会議室
- 3 閉会日時 令和4年1月19日(水) 午後4時15分
- 4 委員氏名

(1)出席者(17名)

(1番)池田 静枝 (2番)石川 眞平 (3番)中山 博祐 (5番)木原 伸二  
(6番)倉重 俊則 (7番)小山 巽 (8番)田村 正信 (9番)光井 憲治  
(10番)吉本 典正 (11番)池田 寛 (12番)石田 卓成 (13番)熊安 悦子  
(14番)末廣 儀久 (15番)林 孝志 (16番)原田 道昭 (17番)藤井 伸昌  
(18番)横木 勉

(2)欠席者(1名)

(4番)山縣 洋

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	國本 勝也
” 事務局長補佐	山口 佐貴子
” 農地振興係長	矢石 芙葉
” 書記	富永 大志郎
” 書記	高橋 茉里

6 提出議案及び報告事案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について

て

議案第6号 非農地判定について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第43条第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について

報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第5号 現況証明書の発行について

報告第6号 時効取得

報告第7号 農地所有適格法人報告書について

## 7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

9番 光井 憲治委員

10番 吉本 典正委員

---

午後1時45分開会

○藤井会長 コロナウイルスも改めてまた猛威を振るってきております。今年一年またコロナに振り回される一年になろうかというふうに思っております。そんな中で皆さんには、農業委員としての活動をしていただくこととなります。いろいろ制約がある中での活動になりますけれども、一年またぜひ御協力をお願いいたしたいというふうに思っております。

以上です。

それでは、議事進行させていただきます。

本日の議事録署名委員さんは、9番、光井憲治委員さん、10番、吉本典正委員さんをお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案審議に入ります。

議案第1号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書の1ページ、資料の1ページからです。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてです。

申請は5件です。目的については全て所有権の移転です。譲渡の理由につきましては、耕作困難が3件、高齢のためが2件、譲受理由は耕作規模の拡大が4件、相手方の要望によるものが1件です。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、高井・大崎地区担当の熊安悦子です。議案第1号の1は、所有権移転の申請です。

現地確認及び申請者への聞き取りを1月16日、午後1時に行いましたので御報告いたします。

現地は、玉祖小学校と防府西インターの中間点にある玉祖神社参道北側にあります。

申請者は、譲受人さん宅から100m北にあり、1,604m<sup>2</sup>の草ぼうぼうの草丈2mぐらいの雑草が生えているところでした。

譲渡人等は、——に住まわれて耕作困難とのことで、譲受人は——と若く、地域活性のためにも、また飼育している黒かしわの飼育のトウモロコシやスイートコーンを育てたいということです。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項については、1号から7号まで全て許可基準を満たしていると判断いたします。ただ、トラクターはこれから購入予定であるとのことでした。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番の吉本です。それでは、農地法第3条の規定による許可申請の2番について御説明いたします。

場所は、野島ということで私も初めて現地のほう行ったんですが、野島は連絡船に乗りまして12月22日、木原小委員長と事務局のお二人の方と現地を山を登って野島の裏まで非農地も含めて歩かせてもらいました。

まず、1ページにありますように、——という方が——から農地を、あそこありますように7筆ですか譲り受けるということです。

——には1月13日の15時から対面しております。——は1月14日の10時半から御自宅のほうで対面して、お話と確認をいたしました。

まず、譲受人の——は、——とって——にあるところにお店があります。株式会社をやっているらしいです。既に2年前から——は、非常に野島に関心を持っておられまして、——、——、——をしていらっしやいます。今回、——に農地と山林、昔、——というのがあったんです、——、野島にはね。それと——がありまして、これも含めてですけどもう1軒、一応今回譲り受けをされるということで、お話聞きました。

野島に行ったときに、この——と一緒に現地もずっと歩かせてもらったんですが、今回の農業委員会でお諮りをするのは農地ということですので、資料の3ページ見てください。ちょっと分かりにくいんですが、野島東というのがありますね。ここは草が刈ってありまして561m<sup>2</sup>ありました。

それと申請地の左側のほうですね、港に近いほう。これが——ありまして、ここは——の後ろになりまして、ここも草が刈ってありまして、農地というかそういう状態です。申請地の下、下のほうにちょっと矢印がある、ここは——あるんですが、ここは昔、野島の——が——ありまして、この裏になりまして、ここは草が非常に繁茂しておるといような状態です。ここは——あります。この3か所の今回農地を譲り受けをされるということなんです。

——とお会いして、どういう御関係でしょうかというふうに話を聞いたんですが、実は——の会社に、この——が勤めていらっやって、いろいろ話がそこからつながりまして、——ちょっと、あそこおられたんですけど、もう——、向こうをもう引き払いたいということもありまして、今回——をするというふうなことで譲り受けようというふうなことでございます。

参考ですけど、今は野島は58世帯の80人ですね、これは防府市のホームページですけど。昔は昭和3年ですけど180世帯の1,300人がおられたそうです。限界集落というか、そういうような状態のところなんです。

本題に入りますけど、今回野島が非常に好きだということと、既に——いらっやってるところに野菜を作って新規就農というような形になるんですけど、合わせて2反3畝ぐらいあるんですが、新規就農のような形になります。

それと、許可基準の第3条の2項に照らし合わせて確認をしたところ、まず1号の全部効率利用要件ですね。これは現在——、——の倉庫があるんですが、あそこに草刈り機を持っていらっやいました。

4ページに営農計画書があると思うんですが、そこにずっと書いてありますが、1号については機械は持っていらっやいますということですね。全部すぐはできないんですけど、おいおいやっていこうということです。

それと2号、3号についても該当しません。4号については、農業の常時従事要件としては、民泊もつくっていらっやるので、営農計画書にありますように週に2回ぐらい御本人が行かれるそうです。必要なときには従業員の方に週1回ぐらい行って農地の管理をするというふうなことで、農地については従事要件には該当しないということによろしいと思います。

それと地域との調和要件、これは野島が既に周囲も耕作放棄地になる状態になっておりまして、特に農地を取得して問題があるとは思われません。営農計画書にありますように、必要なときには

出て草刈りとかそういうの手伝うというふうに言っていらっしゃいます。

お話を聞くと、非常に——社長さんですけど活発な方で、いろんなことを取り組んでいらっしゃいます。一旦ちょっと読みますと、簡易宿泊所ちゅうのを大体1グループ泊めるというようなことで、1人は4,500円ということです。10人まで泊まれるそうです、2階家で5部屋ぐらいあって。今からだから夏場がいいんじゃないかと思えますね。

鍵の授受なんかは三田尻港で行うということで、これは——というホームページで立ち上げていらっしゃいますから、そこへ——という欄がありますから、そこで調べてもらったらいいんじゃないかと思えます。

非常に——は野島に対して愛着を持っていらっしゃるし、非常にいい議案じゃないかというふうに私も思いまして、お手伝いをしてあげんやいけんかなというふうに思いました。

ということで、放置された農地を今回利用されるということで、特に地元の農業委員としては問題ないというふうに考えておりますので、皆さん方の御意見をお願いいたします。

以上です。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 議案第1号の3は、所有権移転の申請です。現地確認及び申請者への聞き取りを1月16日、午後2時に行いましたので御報告いたします。

現地は、姫山と防府バイパス上りの間にあります。

譲渡人は高齢のため——です。耕作できないので譲り渡すとされ、譲受人は自宅より300mのところ申請地があり、徒歩で数分のところにあるため、譲り受けることにしたということです。

申請地は——は防府バイパス沿いに、——は隣接しており、——の西側、西寄りにあります。

農地法第3条第2項各号のうちの権利移動の制限に関する事項については該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しました。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○藤井会長 では、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 議案第1号の4は、所有権移転の申請です。現地確認及び申請者への聞き取りを1月16日、午後2時30分に行いましたので御報告いたします。

現地は、自宅より10kmのバイパス上り沿いにあります。

譲渡人は—————のため耕作できないとのことで、譲受人の畑に隣接するこの申請地を譲り受けることにしたということです。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項については、第1号から第7号には該当せず、許可要件を全て満たしていると判断します。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議いたします。御意見のある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番、小山です。議案第1号のほうについて説明します。資料は9ページになります。

場所は、航空自衛隊北基地のすぐ東側になります。

現地と関係者の面談は12日に行いました。

譲渡人は市内にいらっしゃるわけですが、長いこと都会のほうに住んでおられたということで農業を全くやられておりません。

また、本地は、ちょうど道のすぐそばになるんですけども、この1枚の田んぼは道を挟んで反対東側のほうとの田んぼと一体であったものが道路によって分断されたということで、—————については全く耕作されておらず遊休地の状態でした。

御本人に話を聞きますと、—————ですけども、農業する気は全くないと。加えて相続する—————、とにかく早く処分したいということで、今回隣の田んぼについて買ってもらえんかという話をされたそうでございます。ところが、隣の方は—————に在住しておられて、昨年从这里を—————が耕作されるようになったと、これ前の委員の木原さんとか吉本さんの御尽力によって、—————ですけども去年从这里を使われる水稻を、それが理由になりました。

た。この方に話を持っていったら、買ってでもいいよというようなお話になったということで、今回の申請に及んだ事案でございます。

ちょっと私、個人的な面から見て、道路に面した一番いいところを隣の所有者でもない方に売ることについてはちょっとどうだろうかというふうに思ったんですけども。これ実は都市計画で調べてみますと、ここが今度は防府北基地東道路ということで、道路の新設が計画されているところでございます。

当地は、ちょうど飛行場の滑走路の真下に当たりますんで、ここには道路もつけられないということで、このところは東のほうにくの字になって曲がっていくというようなことになっております。したがって、工作物、建物等が建てられないという状況になりますので、やむを得んのかなということで思っております。

一応、今度お買いになる方に話を聞いてみますと、—にはおられますが、いずれは売ってもいいよという話になれば買いたいというようなことをはっきりおっしゃっていますんで、まだ—ではありますし、当分は耕作はやられるだろうと思えますんで、そういった面から見て本件譲渡もやむを得んのかなというふうに思っております。

一応農地法の案件については、今度お買いになる方が2町ほど作っておられますから、たまたま近くにはそんなに自分の土地はお持ちでないようですけども、使用貸借等によって、この辺の田んぼをお作りになっているということで、特に農地法のあれから見て問題になることはないんじゃないかというふうに考えております。

以上です。皆さんの御審議よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

○7番 ちょっと一ついいですか。

○藤井会長 はい。

○7番 提案ですけども。ちょっと今回の事案、さっき申し上げたようにいろいろちょっと込み入った事情等もありまして、今回つけていただいた資料、9ページと10ページの営農計画書があるわけですが、ちょっとこれだけでは説明するのも異常に難しいですし、やっぱりもう少し3条でも添付資料、図面等はつけていただけたらいいんじゃないかというふうに思うんですけど、どんなものでしょうか。

- 藤井会長 もう少し詳しい地図ということ。
- 7番 担当委員にはそのような図面がついているわけですね。それによって現地も調べられるし、相手の話もできるんですが、今回の総会での資料にはそういう添付資料はついておりませんから、話をするのが非常に頭を悩ますところでございます。
- 藤井会長 事務局どうですかね。これは今まで資料すらついていない時期が第3条に関してはあったのを、ここまではつけようじゃないかということで今回ここに至っている経緯があるんですけども。さらに詳しいのを提示するべきだという御意見なんですけども。事務局は、それは可能ですか。
- 事務局 地籍図、第5条とかには地籍図ついていますので、地籍図で隣接の所有者とか書いてある分が。
- 藤井会長 これ委員の皆さんは、これもし可能であれば、もっと詳しいのがあるべきだ、そうじゃないかとどうですかね。どうぞ。
- 13番 私のほうも3条がたくさん3件ありましたけど—3件でしたかね、かなりありましたけど、これが皆さんについていないらしいので、これはついたほうがいいんじゃないかなと思いました。
- 藤井会長 ほかの方の御意見はいかがですかね。どうぞ。
- 1番 私も何回か経験していますけど、やはりあれだけ詳しく調べたりしなきゃいけないんだったら、ちょっとでもあったほうがいいんじゃないかなと思います。
- 藤井会長 反対の御意見はございませんか。よろしいですか。
- 事務局 今、4条、5条についている拡大図、住宅地図みたいなやつと、それからあと地籍図です。ということでよろしいでしょうか。
- 7番 そうですね。
- 藤井会長 じゃ、皆さんもそれでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 藤井会長 じゃ、次回からはこちらのほうでやりたいと思いますが、事務局よろしいですか。
- 事務局 分かりました。できたら住宅地図と公図のほうを追加で添付させていただきたいと思います。

以上です。

- 藤井会長 では、そういうことで、よろしく願いいたします。
- 7番 ありがとうございます。
- 藤井会長 それでは、議案第2号に入ります。事務局、説明をお願いします。
- 事務局 それでは、御説明いたします。議案書は3ページ、資料は11ページからとなります。

議案第2号は、農地法第4条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は1件で、転用目的は育苗置場です。

受付番号1、集団農地面積38.6haの農地で、農地法第5条第2項第1号イに該当する農地で、農用地区域計画変更の途中で、御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、林です。議案第2号の1は、申請者所有の農地を申請せずに盛土をし、整地していた案件です。違反転用という形になろうかと思えます。

現地は、1月13日午後、事務局2名と小委員長の4名で現地確認を行いました。まず、申請人にお会いし、午後お聞きしたので、この結果を報告いたします。

資料11、12ページのとおり、短期大学の南約300mぐらいになりましようか、真鍋開作というところの圃場内で農業用施設用地として転用したいということで、この申請ができました。

申請人に話を聞いたところ、申請人は認定農業者で現在13町の農地を保有され、水稻や麦作及び野菜を生産されて、農繁期には———に手伝ってもらって生産されておられます。

申請地の真鍋開作は、平成8年から平成13年に圃場整備をしましたが、当初は全体を整備すると思っていたところ、11ページの図にあるように中央の道から申請者の圃場を含め西側が外れて未整備となり完成したとのことでした。

その中で、資料の12から16ページのとおり、申請地は自分の圃場であり、県まで台道開拓のライスセンター敷地内で、水稻育苗の苗を育てて、台道開拓はもちろん遠いところでは大道小学校の東側の圃場まで運搬して作付されておられます。

一番問題なのは苗の仕掛けなんですけど、苗を仕掛けても御存じのとおり台道開拓は佐野堰から引いておりますので、最後の農業用水を待ち苗を育てなくてはならず、十分な水路を確保できないということをおっしゃっていました。

また、濁り水で立ち枯れ病など移植が遅れて収穫にも影響が出て目的を達成できないと思われておられまして、今回水利条件がよいところと、耕作農地の中間ぐらいの農地を確保して、水稻育苗、施設用地として利用するため、申請地の細長い農地を育苗箱置場として転用を考えたとのことでした。

なお、この農地区分は農用地区域で、既に農用地区域計画変更手続が済んでおりまして、また始末書も提出されておられます。

以上のことから、苗箱の数、それから作業スペースから見ても妥当であり、周辺の営農への支障もないことから、許可基準を満たしていると思えます。皆様の御審議をよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、議案第3号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、説明いたします。議案書は4ページ、資料は17ページからとなります。

議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は当初11件でしたが、本日机の上にはお配りしておりますが、別紙、令和4年1月議案の取下げ修正について、こちらに記載がありますとおり3件の取下げがありましたので8件となりました。この8件の転用目的の内訳ですが、自己用住宅が1件、農家住宅が1件、太陽光発電設備が6件です。

受付番号1は、転用目的が自己用住宅から農家住宅に修正になっております。資料は17ページになります。農地区分は、集団農地面積31.3haの農地で、施行令第12条第1号に該当する農地で第1種農地と判断します。

受付番号2は、自己用住宅です。資料は23ページです。農地の種別は、集団農地面積66.3haの農地で、施行令第12条第1号に該当する農地で第1種農地と判断します。農用地の除外及び開発許可の申請中です。

受付番号3は、太陽光発電です。資料は29ページになります。農地区分は集団農地面積1.1haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。

受付番号4も太陽光発電です。資料は35ページです。農地区分は集団農地面積56.4haの農地で、西浦出張所から400mに位置する規則第45条第2号に該当する農地で第2種農地と判断します。

受付番号5は、取下げとなりました。

受付番号6は、太陽光発電です。資料は47ページです。農地区分は集団農地面積2.2haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で2種農地と判断します。

受付番号7も取下げです。

受付番号8は、太陽光発電です。資料は59ページです。農地区分は集団農地面積0.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。

受付番号9も太陽光発電です。資料は65ページになります。農地区分は集団農地面積0.9haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。

受付番号10も太陽光発電です。資料は71ページになります。農地区分は集団農地面積0.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。

受付番号11は、取下げです。

以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明お願ひします。

○16番 16番の原田です。議案3号の1の議案は、貸出人の農地を借受人が借り受けて農家住宅を建てるために転用したいという許可申請です。

貸出人と借受人は、これ親子の関係になります。現地確認を1月13日に事務局2名及び末廣委員と私とで行いました。

また、1月14日に貸出人本人に面談をして話をお聞きしましたので、これらの結果について御報告をいたします。

現地は資料17ページ、18ページのとおり、県道山口防府線の防府リハビリテーション病院の東側に大体300mぐらいですかね、行ったところです。ここの地区名で言うと台道の小俣という地区名になります。

農地区分を第1種となっていますが、施行規則第33条第4号の集落接続により許可該当となります。申請地は道路に面しており、現状は何も耕作されておらず更地の状態となっておりました。

貸出人さんに、話を聞きましたところ、この申請地を取得したのは平成5年だということでした。というのが、平成5年に防府市北部地区、たしか8月だったと思うんですが、かなりの豪雨で土石流災害がひどい災害があったときでございまして、そのときにこの貸出人の家がこれ—————ですね。家の東側、要は山側に大きいため池が3つあって、そのうちの一つがそのとき決壊して土石流が発生して、家の床下までかなり水に浸かったというようなことで、今でも雨が降るたびに非常に怖いということで、そのときにいずれこの場所から別の場所に家建てたいなということで、土地をそのときに取得したということで、それからなかなか建てられなかったそうなんですが、今回、貸出人のこれ———なんですが、家族がそこに農家住宅を建てることになったということです。両親もこの新しい住宅のほうに同居したいというような話をされておりました。

それから、余談ですけれども、借受人の—————なんですかね。この方は今、昨年からレザーファン、新規就農で大道地区でレザーファンを今栽培されております。家のほうは、両親は———なんですが、既に貸出人さんのほうの実家の親元のほうで、そこで暮らして農業をやっているというようなことでした。

それから、被害防除計画の下のほうの欄なんですが、水利関係の説明なんですけれども、「水利は不明」というふうに記載されておりますが、この地域は特に水利組合という組合は取ってなくて、また地区のため池があるんですが、大きいため池があるんですが、そのため池の管理責任者がいまして、その人に一応説明をして承認をもらっているということです。

私も1月6日にその方に来て確認しましたら、「あ、話聞いてます」ということで、ここにはこういう「水利は不明」という書き方されていますけれども、ため池管理責任者に話をして了解済みということでした。

その他、特に問題になるような点はなく、それから周辺農地等に関わる営農条件に支障を生ずるおそれもないことから、本件については転用やむを得ないというふうに考えます。皆様の御審議のほどよろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見ある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番、原田です。続きまして、議案3号の2の議案ですけれども、これも先ほどと非常に似通った議案で、貸出人の農地を借受人が借り受けて、これを自己用住宅を建てるために転用したいという許可申請です。

これも貸出人と借受人は親子の関係になります。

現地確認を1月13日に事務局2名及び末廣委員と私とで行いました。それから1月13日に貸出人に面談をして話をお聞きしましたので、これらについて御報告をいたします。

現地は、資料23、24ページのとおり、県道山口防府線の東側、切畑の地区名で言うと上ノ庄という地区になります。

農地区分は、ここも第1種になっているんですが、これも施行規則第33条第4号、集落接続により許可該当ということになります。

申請地は、一応これ申請人、貸出人の家に行く道路が23ページに見るとありますけれども、この道路沿い。要は貸出人の自宅のすぐ隣の農地の一角を今回転用するということになっております。現在、この囲まれた農地は、一部にビニールハウスが建っておるほかは特に耕作はされておらず、保全管理がされているというような状態でした。

貸出人に話を聞きましたところ、要は長男家族が家を建てたいということで土地を探していたということで、親からすれば将来のことを考えてできるだけ家の近くに建ててほしいということで、今回赤い斜線の家のすぐそばの農地を転用して自己用住宅を建てることにしたということでした。

将来は、家のそばということで貸出人の農地も管理をしたいというようなことは事業計画のほうには書いてありますけれども、かなりこの貸出人、農業を手広くやられていまして、多分田んぼ1ha

以上は現在耕作されていると思うんですけども、これで将来はいいなというような話はされておりました。

ということから—これも被害防除計画の水利のところが先ほどと全く同じような関係で、特に水利組合というものはありません。この地区は、上ノ庄には非常に大きなため池が一つあるんですが、そのため池の管理責任者というのが2名、毎年何年かで交代するようになっているんですが、そのため池から大きい水路が水系が3つ分かれていまして、その3つがまたさらに細分化されて水系があると。非常に複雑な地域でそれぞれの水系ごとに、その水利関係者の中から責任者を決めて管理をしているというような状況で、たまたま今回のこの場所は、この申請人、貸出人が今現在管理責任者になっていると、その水系の。ということで、特に問題はございません。

それと、周辺農地等に関わる営農条件に支障を生ずるおそれもないということから、本件については転用はやむを得ないというふうに考えます。御審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番の光井です。議案第3号の3について報告します。資料につきましては29ページからになります。34ページまでに記載してあります。

本議案は譲渡人5名がしてあるんですけど、この方が所有する農地を譲受人が取得してから太陽光発電の事業として使用するという所有権移転の議案であります。

場所につきましては、西浦の多分女山地区と思うんですけども、防府環状線と川田川というのがありますが、これに挟まれた場所にあります。

現地調査につきましては、1月14日、午前中に事務局の方が2名、それから小委員長の木原さん、そして私の4名のほうで行いました。

聞き取りについては、今回コロナが非常に防府でも人数が出ておるということで、電話のほうで、全ての方に1月15日の午後、電話のほうでお話をお聞きしております。譲渡人の方全ては、電話で聞いた限り全て非農家ということで、農業をやっていらっしやらないようです。

この土地の北側に先ほど言いました防府環状線、これができたために農地が、ほとんどの農地が2つに分断されて耕作が物すごくやねこうなったようなことを言っておられました。特にその中で

も水の便が物すごく悪くなったということで、水稻の畑づけができないということで、現在はある方が麦のほうを作っておられました。

先ほど言いました譲渡人は5名いらっしゃるんですけども、この中の3名の方は耕作については知り合いの方、この方をお願いされて、先ほど言いましたように水稻はもうできんということで麦のほうの作付をやっておられたんですけども、その方も———ですかね、年齢がもう———のような———になられたということで、依頼された方に「もう長くはようやらんよ」というようなことを言われておられたようです。あとの2名の方は自分で保全管理をしていた。そのようなことを言っておられましたですね。

それから、こんなときに太陽光発電、この話が持ち上がりまして、皆さんこれ協議されて、これから先どうするかというようなお話をされたじゃろうと思いますけれども、これを機に誰もここをやってくれるようなもんがおらんということで、譲受人ですか、この方に売却したほうがええんじやろうというようなことで、この太陽光事業の方に売却されると、そういうふうに決めたというようなことを言っておられました。

また、今回この土地を取得される譲受人ですか。この方は前の日の1月13日の午後に直接現地でお会いして、今後取得されてからの管理、これについては、この周りでは特に川と道路に挟まれておるので、特に周辺の農家の影響はないと思いますけど、管理ですね。これは徹底してよくやっておくれということで、譲り受ける方も迷惑のかからないように極力協力するからというような約束を頂いております。

以上で報告は終わりますが、皆様の御審議よろしく申し上げます。

- 藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。
- 12番 12番の石田です。これあれですかね、1種等の境目は道路なんですかね。
- 9番 どれですかね。
- 12番 1種農地との境目は、道路が境で、下側は1種農地。
- 9番 31ページを見られたらええと思うんですけど、31ページに上のほう、あれに「山口県」と書いてあるのがありますわね。あれへ環状線がずっと走ったんです。それで田んぼが筆がようけ分かれてますわね。あれで全部分かれて作業が物すごくやねこうなったとか、そういうようなことを言っておられました。
- 12番 なるほど。
- 9番 じゃから、川のほうも「山口県」と書いてありますわね。あれもう市のほうへ格下げになっておるんですけども、これも防衛省の——防衛庁ですかいね、省なんかな。川田川が拡幅というんですか拡張されて、飛行場の排水事業ですね。飛行場が水に浸かったらいけんというんで、川田川をかなり広くしたんですよ。それで田んぼを全部買い上げて、今現段階では市のほうが管理しておる

と、そういうような格好になっております。

これでよろしいですかね。

- 12番 ありがとうございます。というのが、この次の議案で現に出ているんですけど、マツダの寮の裏みたいに、結局将来優良農地にしようと思ったら圃場整備とか入れればできるところが、こーやって無秩序に転用されていくと、また今度はあの一帯が太陽光に埋まってしまうということが容易に想像できるわけで、農業委員会として果たして—ほかに広がる、これ川でちょっと仕切られているから広がる影響がないかなと思うけど、次の議案なんかは思いっきりまた端のほうから攻めてこられて、前のときと全く同じパターンでマツダの寮の裏が全部太陽光に埋め尽くされたんですけど。

たかだか金とか担い手おらんというぐらいのことで、本当1,000年、2,000年—2,000年もないかもしれん感覚だから、何百年と守られてきた肥土とか農地を本当に埋めていいのかと。農業委員会何のために存在してるかなということにも関わってくると思うので、法律がどうのこうのではなく、しっかりと慎重に審議されるのがいいんじゃないかなと思うんですけど。

- 藤井会長 とりあえず、今の3条のほうは納得しましたんですかね、3番は。

- 12番 3番は川で仕切られちよるけいいかなと思うんです。

- 藤井会長 分かりました。

ほかに御意見ございませんか。ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 藤井会長 御意見がないようでしたら、採決に入ります。

承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- 藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

- 9番 引き続きまして、議案第3号の4について報告をいたします。資料のほうは35ページから40ページまでに記載してあります。

本議案は、譲渡人、これ6名いらっしゃるんですけども、この方が所有する農地を譲受人が取得して、申し分ないんだけど太陽光発電の事業として使用するという所有権移転の議案なんです。

場所につきましては、先ほど言われました西浦、マツダの木船寮というのがあるんですよ。それから北側のほうへ、佐波川のほうへ約100mぐらいと思うんですけどね、そのところにあります。

現地調査につきましては、先ほどと同じ1月14日の午前、先ほどと同じメンバー、これは4人

で行っております。

農地の利用状況、今回議案に出ている利用状況ですけれども、譲渡人が先ほど言いましたように6名いらっしゃるんですけど、譲渡人が6名の中の3名の方が所有する農地ですね。これについてはほぼ進入路がないような状態です。

37ページを見られたらええと思うんですけども、名前を言ってもええんかな、この中で名前を言って申し分ないんですけど、——という田んぼがあります。それから—————というのが、分かりますかね。この方の農地は、ほぼ農道がないんです。今の機械ではもう入れるような状況はありません。昔は何か、うちも親父が何か言うた馬車道というんですかね、馬でやるときに通りよったというようなことで、それ以後、拡張も何もしてないから、この3名の方の農地は長い間耕作はされておられません。この3名の方については別に、かなり農地をほかのところへ持っておられるんですけども、それは全て私のほうで管理しております。

ここのところ大昔なんですけどね、もう私も若いときがあったあの頃なんですけどね、あの頃やってくれんじやろうかと言われたんですけどね、もう機械が入らんのですけね。川の路肩も皆泥で固めたと農道ですけんね。これ機械入れてから転倒災害でも起こしたら、かえって高うつくかなという。ほかのところはやってあげるけど、もうここのところは申し分ないけどやりませんよというので。この方、1ha以上は3名の方で持っておられるんですけど、そこのところは私のほうで管理しようという、ここは申し分ないけどやらんという、もう長い間、先ほど言いましたように耕作はされておられません。

それから、残りの3名の方、これについては私がこれ管理しておったんです。ずっと長い間、管理してくれというんで、かなり長い間、管理したんですけども、このたび1年ぐらい前ですか、太陽光の話が持ち上がったんですよ。これを機にこの3名の方、太陽光のほうへもう売却したいんですけども、いかなものだろうかと私に相談を受けた。私も、これ自分の土地じゃないから、どうしなさいという権利がありませんから、これはもうおたくに任せる以外にないねというお話をしておったら、家族で話し合った結果、どうしてももう手放した

い、—————、いろいろ複雑なことがあるんで、これはもうやめたほうがええなと思うんで、おたくのほうの意見を尊重しましょうということで、双方合意という形で耕作をやめることにしました。それがいきさつですね。

先ほど言いましたように6人いらっしゃる譲渡人ですか、この方は全て農業は全くやっておられません。

それから、今回、この土地を取得される譲受人ですか、これ等は先ほど言ったように前の日の1月13日ですか、現地直接お話をして、取得後の管理ですね、特にこの周りについては水稻の栽培が盛んに行われております。だから特に水路及び雑草の管理、これには十分注意してくれとい

うことで、必ず迷惑をかけることはしないからというような約束は頂いております。

以上で報告を終わりたいと思うんですけど、皆様の御審議よろしくお願いをしたいと思います。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。先ほどの石田委員の御意見も踏まえて何か御意見があればお伺いしたいと思います。何か御意見ございませんか。石田委員改めて何かあれば言ってください。

○12番 ありがとうございます。

地元委員さんがしようがないと言うてやから賛同したい気持ちもあるんですが、僕は反対しようと思います。というのが、圃場整備をちゃんと国費を入れてやれば幾らでも農地として使えるような場所を、後継者がいないとか管理に困るとか、その程度の理由でやっぱり潰すというのは農業委員として心が痛みます。どうしても整備ができないようなところであれば仕方がないだろうなとも思うんですけど、ここなんか一面田んぼで手を入れれば幾らでも優良農地に生まれ変わるどころが、こう隅からやられていくと、これ多分全部今から埋まっていくんでしょうけど、やっぱりそれが目に見えているので、まあ通ってしまうんでしょうけど、私は反対させていただきたいと思います。

以上です。

○藤井会長 ほかに御意見があれば、どうぞ。

○11番 すいません、11番の池田です。今ちょっとこんなこと聞いたらおかしいんですけど。ちょっと確認なんですけど、ここが私第1種農地だったら今石田委員が言われるようにこれはできないと思うんですよ。2種になっていますよね、それで1種、2種はどういう機関に決められて、どういうふうになっているのか、その辺をちょっともつと事務局のほう御説明頂ければありがたいんです。いや、ちょっと見ると、ここ普通1種じゃないかちゅうような感じを受けるんですよ。2種になっていますが、その辺の感じ、どういう機関でどういう決定機関を得ているのか、事務局で分かれば。

○藤井会長 分かれば、事務局で。

○事務局 事務局から説明させていただきます。

35ページの左下の農地の種別を御覧頂ければと思います。基本的に第1種というのは10ha以上の連続した農地というのが第1種になるのです。こちらは第2種とありますが、集団農地は56.4haと10haを超えてあるので、通常であれば第1種農地になります。

ただし、規則第45条第2号、市役所の西浦出張所から500m以内、西浦出張所を中心として半径500m以内に関しては第2種というふうに農地法のほうで定めがあり第2種というふうな形になります。

以上です。

- 藤井会長 よろしいですかね。
- 11番 例えば面積が今、第1種10ha、このところ第1種区分に入れるあるいは第2種にする。それで面積変わってきますよね。その辺どうなんですかね、何か、ちょっと。面積がこれだけある。だから第2種にあったのか、第1種が隣に接しちゃったら、第1種のほうへ組み入れるというそういう審議ちゅうか、決める、何かそういう点をお尋ねしたいんですけど。
- 事務局 そうですね。この場合は西浦出張所が500mのほうが優先という形、面積を問わずですね、という形になります。
- 11番 西浦出張所が500mというのは、それはできればそういうから、農地法で来てからという.....
- 事務局 そうですね。
- 11番 農地法に合わせた1種、2種で合わせてということなんですね。
- 事務局 出張所からという。
- 11番 防府市から、防府市で決めとるんじゃないしに、もう農地法の適用で1種、2種は決まってくる。
- 事務局 そう、そういうことです。
- 11番 あ、すいません、ちょっと。
- 事務局 そういうことで。
- 11番 分かりました。
- 藤井会長 よろしいですかね。
- 11番 はい。
- 藤井会長 本来ならば、ここは1種農地なんですけれども、こういうふうに出張所から500m範囲内は1種から外れるということで。
- 11番 はい、分かりました、すいません。
- 藤井会長 こういうところは、大道なんかも小俣地区も、本来であれば1種であるべきところが2種になって、今太陽光がよけい建つというような状況になっているんですけども、考え方はそういうこととございます。
- 10番 ちょっといいですか。
- 藤井会長 どうぞ。
- 10番 10番、吉本です。同じような質問なんですけど、今出張所から500m以内と言われたですね。分かりにくいから、例えば公共機関の建物とかいうことでしょ。
- 事務局 そういうことです、はい。
- 10番 例えば小学校とか。

○事務局　そうです、市役所と公共の、防府市の中では出張所。西浦とか大道出張所とかということ  
です。

○10番　分かりました、はい。

○藤井会長　え、小学校も入っちゃらん。

○事務局　いやいや、公というの、出張所のみです。学校とかではなくですね。

○藤井会長　ほかに何か御意見ございませんか。

○12番　今の関連で聞きたいことがある。

○藤井会長　どうぞ。

○12番　いろいろ御説明ありがとうございます。これ何で出張所から500mで法で規定されてい  
るかと言うと、人が住んだりするためにそうやってやられていると思うんですよね。法律が全くつ  
いていないからこういうことに、時代についていないからこういうことが起きているん  
だろうと思うんですけど。太陽光転用するために500mと定められているわけじゃないと思うん  
ですよね。

だから、その辺をよう考える必要があるんじゃないかなと、法律だけで通すんやったら農業委員  
会なんか要らないんですよ。事務局だけで判断して勝手にやればいいんですよ。我々が何のために  
いるかというのやっぱり考えたいなと思います。ありがとうございます。

○藤井会長　ほかに御意見ございませんか。ございませんか。

今の反対の御意見まとめてみますと、法的には許可が出る案件なんでしょうけども、農業委員  
の立場としてそれはいいのかという御意見の投げかけだというふうに思っておるんですけども、  
それについて何か御意見ございませんか。どうぞ。

○2番　2番、石川です。気持ちよう分かりますし、あれなんです、法律は今説明がありましたん  
で理解をしましたが、申合せ、例えば、こんな広い56ですからね、相当広い。10ha以上になる  
ようなところは認めないとかいうような申合せは不可能なんです。その中へ、農家住宅ぐらいいえ  
えかなと思うんで、農家住宅以外は認めないとか、そういう申合せをするということは難しいで  
す。

○藤井会長　事務局、何かあります。

○事務局　そうですね。まず、500m以内にあることで、まず第2種になるのが決定する。第2種  
で、防府で言えば今までの積み重ねとしては第1種でできないのは建て売りと太陽光、それはもう  
防いでいます。

第2種の中では、結局営農に支障があるならば駄目というような言い方になります。ので、第  
2種の中でいきなり太陽光、建て売りが駄目というのであれば、もう防府市全体を統一しなければ  
いけない。あとは営農に支障があるかどうかは個別に判断という形になるかと思っています。

○2番 私が言ったのは防府市全体の話なんですけど、10ha以上あるような農地を端から潰していくというのは営農へ支障があると思うんですけど、そういう理屈も無理やりできると思うし、2種というのは分かりますが、2種の中でもそういう農地がつながっているところについては、開発を認めないとか転用を認めないとかいう申合せができるのかというのを聞いたんです。

○藤井会長 今回の説明だったら、防府市で統一見解を出せば、それで可能になるんですか。

○事務局 そうですね.....

○藤井会長 農地法で決まるとるやつじゃないの。

○事務局 いや、結局、第2種の中で判断するのは、第1種は基本原則農地転用は不許可になって、第2種の中で第1種以外のものに関して、例えば建て売りとかでも。結局それに対して建て売りができることによって営農に支障がある、月例総会の中で反対ということであれば、可能性はあるとは思いますが、もちろん第2種でできない—そうですね。可能性はあるとは思いますが、それを結局例えば今まで建て売りとか太陽光とか許可をしてきた中で、今回は同じような条件だけでも営農に支障があるから駄目というふうになると。

すいません、反対しているわけじゃないんですけど、相手からのなぜ今回駄目なんかということには、こちらとしても根拠を示す必要はある。どういうふうに営農に支障があるのかということですね。それを理路整然と相手に反論しなければいけない状況ではありますね。ので、それは.....

○藤井会長 それは確かに今までは許可出していたのから、今回この案件だけで反対することは僕にはできないと思うんですよ。

ただ、最初の話を知ると、今までの法整備じゃなくて、新たに基準を防府市内で設けて、こういう理由で今後の開発には規制をかけるということが明記できるのであれば、それからが運用は僕はあると思うんですけども、今の時点でここだけ今までの流れを断ち切ってするというのはちょっと僕は難しいと思うんですけど。今後の展開としてそういうことができるのか、本当に。どうぞ。

○12番 石川さんが言われたのは委員の中での申合せなので、法律がどっち向いていようと、農業委員が営農上支障があると判断しましたと言え、それが理由になるんですよ。だから、この委員会の委員で、事務局はほったとおいてちょっと別で法律上は法律上でいいんですけど、委員が将来の集団営農上支障がありますと判断しましたと言え、ただそれだけの話になる。否決を、申合せにより否決しましたと。10haあるから、以上あるから否決しましたと。

私たちは別に法律に沿った判断をしなければいけないわけではない。それ以上の権限を持っているのが農業委員。

○藤井会長 ただ、一応はどっかで目安をつくらんとね。

○12番 ああ、それはじゃけ10ha.....

○藤井会長 でしょ。それは10haがええのかね、何もかもあるんで。それをここではっきりした統

一見解を持たんと、そういうのも何もない状態で今回ここだけは反対だと言うのもね、これちょっと乱暴過ぎるんじゃないかという思いを。

○12番 いきなりというのがね。

○藤井会長 うん、あると思うんですね。

○12番 議論されんで、こうというのがあると思うんだけど。

○9番 あとちょっとよろしいですかね。

○藤井会長 はい、はい。

○9番 ここ議案が出ますわね。総会で議案が出る。この議案が出るまでの僕は流れが分からんのですよ。というのが、このたびこの議案が出たですね。この4号については私のほうで耕作しちよったから、はあ近々出るなというんでね、売却される、とうに我が家見てからいろいろ話をして、どうしても売りたい、売りたいと頭を下げられるから、むげに断ることはできんですわね、常に顔見の人だから。あの人は何ぼでも作る、作るて言うてから。

それから、今度極端に言うたら私も生身の人間やけ、いつ病気するかそれは分かりませんよね。へたら、途中でリタイアしたとき、「あのときに断って今度はこの農地どねえしてくれるんかい」て言うてから当人がうちへ責めてきたとき、誰がやってくれと言うて言われたって、特にこの農地は見られたように変形の土地なんですすいね。家族が物すごい怒るですよ、ロータリーが大きいから。それを大変な思いをしてからやったんじゃないけど。

ここのところは先ほど言ったように当然売られるなちゅうのは分かっちゃったんですけど、もう一個の前の議案の3番ですかいね。それなんかやったら全然ここへ議案が出て初めてなんですすよ。今まで私責められてから、せんない思いをしてから白髪がいっぱい出てからせんないですけどね。そのときも、僕土地持っていないから、誰が売ってか全然分からんのですすよ。誰が太陽光に賛同されてから売却されるというのは分からん。

ここで議案が出たときに、もう話を聞いたら、仮契約だから全然話にならんと思うんですけどね。もう仮契約で印鑑を押しとる。登記のほうも買われる方にコピーして送ったとか、それから仮のお金ですかいね、仮の契約金ちゅうの、手付金ちゅうんですか。手付金ももろうちよる、そういうような状態だからここへ議案が出てから、反対のしようがないですよ、今言われるように、どうじゃこうじゃ言われたって。

もうそこまで進んで、もう向こうは工事をやろうと思って、資材をそろえてからここへ来るから、どういうふうな状況でここまでの議案の流れが来るのかなと思って、既にここへ来たときには遅いんじゃないですか。ここで議案する云々より、前の段階が、私は農業委員になって初めて知ったんですけど、これも遅いからここで毎回私が責められんにゃいけんような格好になるんじゃないけ。

じゃから、多分業者のほうは、多分農業委員会のほうでこうこうで、ここのとこ推測ですよ、太

陽光やろうと思うんじゃないけど、いかがなものですかねと言うて、あ、ここは太陽光になりますよと言われたら、業者とかどどん前へ行ったら手付金配っちゃったら逃げられんから、それでがんじがらめにしてから土地を抑えようとする、そういうようなあれがあるんじゃないですかね。

だから、議案が僕は出たときに既に遅いんじゃないかと思うんですよ。ここで協議する前の段階ができていないから、ここでどうじゃこうじゃなるんじゃないかと。だから、業者が農業委員会来たとき、すぱっとこれは駄目と断れるような体制ができたなら、農地は何ほでも守れる体制はできると思うんです。

長々とどうもすいませんけど、私の考えはそうなんです。

- 1番 今おっしゃるとおりだと思うんですね。実は我が家でも一生懸命—以前ちょっと話したことあると思うんですけど、一生懸命牧草作っているんですけど、2町弱ですけどね。今もうほとんど裏でそういうふうな形になっております、いつ出るのかなと思うんですけど、牧草のイタリアンライグラスというのを取るまでは作らせてくださいというふうにお願いしています。

昨年末も地代はちゃんと反当たり5,000円、きちんと払っています。情けないなと思います。本当にあの立派な農地を何で太陽光にしなきゃならないんだらうと本当にもう後継者もいるのに、次の後継者までいるのにね、もう農地がどどんうちが作っている農地がなくなっていくます。本当悲しい思いしています。

以上です。

- 11番 すいません、皆さんの委員の気持ちも非常に分かるわけですけど、事務局を擁護するちゅうことでもないわけですけど、事務局もそれが出たときに、これだけの太陽光これ農地でできませんかねというようなことは、窓口はできんと思うんですよ。上がってきたときに処理が出てきたときに、事務局で、そこで交通整理することできないと思うんです。

法律がやっぱり先ほどから、法律があるけどそれは別だというのが、ここが私はちょっとそこまでは言えないと思うんです。やっぱり法がある。法があって、今市町村がやれる範囲、今、話変わりますけどオミクロンがあって、そういうあれを出すと、出して、市町村が酒を出すか出さんかで、それは県の知事の裁量でできるんです。じゃから、できる範囲と市町村ができる範囲、細かい国の法はもう大原則ですから、これは私ども守らんじゃ、この農業委員会が、これは周辺の農地に影響があると判断したら、それは何で影響がありますか。これとこれの違いはどこになりますかと言われるし、周辺農地に影響があるんなら、ある理由というのはやっぱり私は要ると思うんですよ、やっぱり。

だから地元委員さんの意見も本当参考にしなきゃいけませんし、それは今の判断ができるのは、いわゆる立地基準はもう法で決められているからできない。実際、一般基準ですね。これをしっかり農業委員会、先ほどから出ている取った議案皆全部フリーパスじゃないかと言われたら、確かに

一般基準以外はもうほとんど私は、これ図が当てはまるこのぐらいは全部、これはもうフリーパスだと思うんです、本当そりゃ。それを曲げてやり出したら、もう統一が取れないと思うんですね。農業委員会として、防府市の農業委員会として私は統一取れないような気がするんです。

いかがでしょう、ほかの委員さんの意見も。

○藤井会長 どうですか、今の意見に対して、どうぞ。

○12番 違法行為と法に明記してあるものを覆すことは当然できないんです。書いてないことは、両方の判断ができるわけなんです。そこを委員が農業に支障があるということで規制をかけることは、当然全会一致で集団営農上、営農に支障があるかどうか、周りの営農とか将来の農地利用、地域一体と、これを判断するのが農業委員の仕事だと私は解釈的に。

それは事務局は申請が出たら当然受け付けんにゃいけん。法に準じておれば当然受け付けんにゃいけんのは当然なんですけど、それは決まりですけど、そこで拒絶することはできないんですけど。ここを拒絶する権限を唯一持っているのは私たち委員、農業に支障があるかないか、これだけだと思いますけど。

○6番 ちょっと光井委員に教えていただきたいんですが。私ここは存じておるんですが、場所は何回も通ったことあるんですけど、水系はどうなっているんですか。一応周辺農業に影響するで水系の問題があると思うんです。水系ちょっと確認しておきたいんですが、よろしいです。

○9番 水系はどう言いますかいな、議案の3号の4の水系ですかね。水系全部ですか。

○6番 いや、議案の3号の今の議論になっている.....

○9番 4のほうですか。

○6番 はい、そうです。

○9番 4のほうは、水は佐波川の水ですね。佐波川の水で、ここへ来る水は、この上流に川田川とこの川田川に市が管理する女山樋門というのがあるんです。

○6番 ああ、なるほどね。

○9番 女山樋門を閉めて勝野のほう、勝野というのは防府環状線の佐波川が北側ですね。今このほうですね、このほうへ水が当たります。だから6月の中頃から。で、6月いっぱい樋門を閉めて、水は当てます。しかしながら、この川田川の上に華城の樋門があるんですよ、何て言うか分からんけど。泥江に行くような道がありますわね。あの上に華城のほうの樋門をええのつくっちょるんです。

ここは西浦というのは昔からどういうあれか分かりませんが、水の権利というのがないんです。水の権利というか、水は流れるんですけども、要するに1個上の樋門、華城の樋門を閉めた。へたら一切流れません。へやから、そこの水はなくなって開放したときに水が流れている。へやから、例えば私がようやるのは田んぼの数が多いから、昼中はなかなか当てられません。とにか

く夜通しにならんと。電中を持って田の多い人は一晩中寝んと水を当てるようなやねこいところ  
です。

へやから、普通用水と言ったら、大体ザーザー普通流れよるです、どこでも。じゃから、ここ  
に関しては、もう上次第、華城が止めたら作れんというような、そういう状況で、なかなか水の管理  
については厳しいというか、昔のそれは基礎が決めたんじゃろうと思います。私が決めたんじゃな  
しに、昔からそういうのしきたりで難しいような状態で、例えば水を当てたいと言っても、なか  
なかな当たらんからというんで、この周りじゃったら川の栓でもしてない、おおむねやってないよ  
うなところですから、なかなか水が来んからポンプも3台ぐらい、水ポンプがありますわね。あれも3台  
ぐらい準備して、水くんだり。

また、この周り休耕田が多いんですよ。特に反対側の笹川地区、今太陽光で大分問題になった笹  
川地区も荒廃が進んで、特に夏なんかはハミが出るんですいね、ここは。じゃから草ぼうぼうにし  
てあれじゃから、晩に行くときは長靴の長いのと、竹の棒ですね。電池の物すごい明るいやつ  
、LEDの明るいのを持って、棒をたたいて、そういうなのでなかなか水の便は悪いようです、水  
系的には。

そういうような状況でいいですかね。

○6番 はい、分かりました。そういうのをこの業者である、業者さんが御存じですかね。そういう  
のをちゃんと対応するんでしょう。

○9番 業者につきましては、雑草の管理、川の掃除関係ですね。これについては現場で地図を持っ  
て、ここここは必ずおたくがやるんだからという了解は得ております、ここは。

じゃから、全部図面を持ってきてマーカーで、このところはいずれ水利組合で4月からの行事  
予定をつくるから、それにのっかっておたくのほうへ送付するから、そのときにはそれまでに川の  
掃除はしなさいと、そういうような指示はこの前しております、はい。

○6番 分かりました、ありがとうございました。

○9番 すみません。

○藤井会長 ほかに何かございませんか。ございませんか。

今の御意見を整理しますと、1種はこれこれこうで、いろいろ規制があると。1種の中でも今回  
のように公共施設から500m以内は2種なんだと。2種なんかは基本ある程度の転用は可能であ  
ると、これは法律で決まっておることですから、これはいじりようがないと。

農業委員会の判断としていじれるのは、本当に周辺農地に営農に支障があるか、その辺でどうい  
う縛りを入れていくかということ。これ個別、最初ある程度の規制をしたらどうかという意見も出  
ましたけれども、それはこれからのいろいろな話合いの結果のことで、現時点では個別にあくまで  
もこれが本当に集落営農、周辺の農地の営農に支障があるかということは、農業委員会として判断

する立場にはあると思うんです。それを前提にして、今回のこの件がどの程度影響があるかということは、ちょっと皆さんに判断してもらいたいというふうに思うのが一つ。

もう一つは、石田委員も申しあげましたけれども、圃場整備の可能性もあるんだというようなこともありましたけれども、原則としてここは2種ですので、全額国庫の補助整備なんていうのは今のところでは不可能なちゅうことですので、これが本当に将来的に農地として維持できるかというのを、どういうふうにここで判断するかというのを当然考えてもらわないといけない。

それまでの担い手をどうするのかと、今光井委員がおっしゃったけれども、営農にはかなり不向きな土地であるということも考慮して、今後本当にこれを農地として残していくべきなのかどうかということも判断してもらわなくちゃいけない。その辺のところを含めて、ちょっと皆さんに判断してもらいたいんですけどね。

守りたい気持ちは分かりますよ。私もそれは農地は農地として守りたい。でも、ある程度はこれ本当に農地として守りたいところは守らなきゃいけないけれども、流れとして致し方ない。今後10年スパンとして見たときに可能性が低いところはそれなりの考えもして決断をしなくちゃいけないというのが私の思いでして。その辺のところを踏まえ、ちょっと皆さんによく、せつかくの機会ですから議論してもらいたいというふうに思います。

あくまでも、全体的なこと、1種の2種の区分け、今後どうするかということはまた別の機会に議論すべきことだろうと思うんですけども、今回特にこの案件について、これどうするかということ、個別な案件としてちょっと考えてもらいたい。何か御意見ございませんかね。

本来なれば、これ書かないとという案件なんでしょうけども、今回いろいろ意見が出ましたんでね、この際しっかり議論してもらいたいというふうに思いますんで。

○12番 なければ。

○藤井会長 どうぞ。

○12番 1種に、2種から1種にみんなが納得すれば変えることはできるので、圃場整備しようということですね。それも可能なので、やっぱりそういう圃場整備とかを主導していくのが地元の農業委員であったり、議員であったり、行政であったりが、やっぱりそういうふうなものに積極的にかなり押し入って、人・農地プランとか含めて、その中でそういう話に結びつけていくというのが我々には求められているんじゃないかなと私は思います。

○藤井会長 ちょっと事務局に聞きますけども、今500m以内は2種だというのも、これは1種に含めるということは可能なんですか、現行の法整備の中で、何らかの理由をつければ。

○事務局 すみません、お答えします。

まず、2種、1種というのは変えれないんですけど、石田委員がおっしゃられているのは、圃場整備は.....

- 12番 合わせて。
- 事務局 はい。圃場整備で1種しかできないんですか。
- 藤井会長 1種の農用地だけやろ、基本的に、この圃場で。
- 12番 例えぼうちの地域なんかで話しているんですけど、1種の隣に2種がついてて、ここやりたいと言え1種に戻して整備することができるんです。だから、ここも北側が1種なんで、やろうと思ったらできるんですよ、当然。
- 藤井会長 だから500m以内の範囲内を無視してはできんやろう。
- 事務局 そうですね、2種は2種ですけど.....
- 藤井会長 それを圃場整備するということは、もう農地、農用地に取り込むということじゃん。
- 事務局 あ、はい、はい。
- 藤井会長 そういうことは可能なの。
- 事務局 農振を変えるのは.....
- 藤井会長 500m圏内でも。
- 事務局 いやいやすいません、ちょっとうちのほうでは1種一般、2種はもう固定です、それは。2種が1種になることはないですけど、圃場整備で、1種、2種が関わってくるんですか。
- 藤井会長 1種、2種の問題より大きいじゃろう、農振農用地に取り込むかどうかの問題なんやから。
- 事務局 農用地になれば、そちらの規制がかかるんで、太陽光はまずできないというと。  
 そうですね、農用地が先ですね。ので、農用地の中にももちろん1種、2種はあるので、農用地になればいいと思いますが。
- 藤井会長 だから農用地の場合は、500m圏内以内を無視して農用地に取り組むことができる。
- 事務局 それはあくまでも、こっちのほうは農地の種別なんで、農地法上の種別。で、農振農用地はまた別の法律で農用地決めていますから、農用地の中に当然2種農地も含まれる—例えば大道、あそこ今圃場整備しているんで、あそこでも500、300m以内で、基本的には3種農地まで含めるんですけど、あそこ農用地になっているんで基本転用できない。  
 だから、それはもう農用地に入って、2種とかという可能性は、それはあります。そうなれば転用は基本的にできない。
- 藤井会長 そういう可能性があれば、それは検討しなくちゃいけないと思うんだけども。  
 今、西浦の場合は1種農地でも圃場整備でからなかなか前へ進めない状況でね、これ2種取り込んでまでできるかと言うと疑問ですし。今進めてやろうとしても、これ10年後ぐらいになるわけですよ。その間に誰がどうやって農地として維持し続けられるのかいうことも考えてもらわなくちゃいけないですね。

今までの整理できんけど、何か皆さん御意見ないですか。どうぞ。

○3番 3番、中山です。これ37ページの————、この土地というのは今、どういった現状なんでしょうか。

○9番 この周りは、この——というのは私が作っております。これ書いてあるんじゃないから、——というのがありますわね。あれも私が作っちゃう。この5のほうは何haと私が作っておるんですけども、あとは田はみんな広いから割と作業はみやすかったです。

ここは先ほど言ったように変形の田とかあれで、なかなか作業が倍ぐらいかかるんですよ。角っこ、熊手で打ったり何だり、そういうあれはあったんですけどね。だけど、先ほど言いましたようにどうしてもと言われるから、もうほとんどの方が高齢で、持ちこたえてもどうじゃこうじゃ言われるし、申し分ないことしたんですけど。

じゃからフェンスのほうも——のところとか、今度作られる同じ方が、————、それから——がフェンスやるんですけど、フェンスも機械の大きいので、うちの機械を見ておられるから、今度買われる人が。だから50cmぐらい下げて.....

はい、下げてやるかなという。また除草剤かけたり何だり私もせんにやいけんですからね。私が作る田んぼのところも除草剤かけるから、——と言うたら、ここのところも、——とか————のフェンスも50cmぐらい下げて、でないと機械をUターンさすとき当てたり何だりしたらいけんというんで、それを了解取って、私の作業のやりやすいようにはいっております。

○3番 ————のところは僕非常に心配してまして、それで光井委員自体がそうおっしゃられるのならば了解いたしました。

今回、委員自体が関係している田んぼだったから融通が利いて、じゃ50cm内側にフェンスしろとかうまいこといくこともあるんでしょうけれども、やっぱり太陽光した場合、ぎりぎりにフェンス等置かれると、言われたようにトラクター旋回ができなくて、その土地が死んでしまうんで、そういった点を今後ちょっと注意して、太陽光転用するにしろ、そういった点をちょっとそれぞれ委員で注意していったらいいかなとは思いました。

以上です。

○藤井会長 だから、そういう今の意見も踏まえまして、今回のこの場合だけを見ると、周辺農地への配慮をちゃんとすれば転用は可能だということにはなるかと思うんです。ただ、今後の対応として、石田委員が一番心配されておるのは、これがずるずる広がっていく可能性でトータルとして、この地域の農地がやられてしまうんじゃないかという懸念を持たれているわけでね。それを何らかの形で縛られるものなら縛りたいという思いがあるんで、その辺のところはまた違う形で議論したいと思うんですけども。

今回のこの場合は、今言われたように、これだけ見ると周辺農地への配慮が十分なされて影響はないと思うんです。だから、これはこれで完結させてもらいたいんですけども。ここはやっぱり僕としても、石田委員がおっしゃるように、これがずるずる広がっていく懸念はあるんで、そういう意味で地域全体の農地に与える影響は、これは当然あると思うんでね、これを何らかの形で縛れるもんなら、縛れる手続があるなら考えたいという思いはあります。

ただ、そうなると、私権の問題になってくるわけで、今の市の考えでは、これ私権を侵害するようなものは規制かけるような動きはしたくないという思いがあるんで、これは市の当局とも十分話を詰めて進めなくちゃいけないことだとは思っています。

今、議員のほうも、いろいろ御意見もできて、これがどういう形になるか分かりませんがね。今後の展開としては、そういうことも考えて動いていきたいというふうには思いますんで、今回のこの件だけ絞って、今の流れではそう反対もないようですけども、特に石田委員も含めて、この件に関して何か反対がはっきりあれば言うてもらいたい。どなたかございませんかね。ありませんかね。

後から出てきますけれども、遅らばせながら防府市も農業委員会としてガイドラインを作成することにしまして、あとたたき台を皆さんにお示ししますが、それもたたいてもらいたいですし。議員さんのほうでもいろいろ今動いて、条例化に向けて動きもしてもらってますし。この前も市のほうにも改めて、今言いましたように市のほうは基本的にはそういう動きではありませんけれども、そちらの働きかけもしていきたいというふうには思っていますので。

そういう課題も残しながら、今回この件だけちょっとはっきり吟味したいと思いますので、御意見がなければ採決に入ります。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それでは、採決いたします。

この件に御承認頂ける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。石田委員、1名反対ということで、賛成多数ということで、承認いたします。よろしくをお願いします。

続きまして、6番ですね。地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。議案第3号の6は、譲渡人3件の農地を譲り受け、太陽光設備を設置するという所有権移転の申請でございます。

現地確認を1月13日、午前9時から事務局2名と石川小委員長さんと私の4名で行いました。その日に行政書士さんと譲渡人の方にヒアリングしましたので報告いたします。

場所は、47ページと48ページを御覧ください。江泊山の北側のふもとです。隣の田は先般申

請が許可されまして、太陽光設備が既に出来上がっており稼動しています。

50ページの計画書にもありますように、所有者が高齢となり維持管理が難しくなって知り合いの方に耕作をお願いしておられたそうですが、そのことが難しくなったとのこと。業者から————であれば、99kW確保できると3件に説明があつて、————の方も自分で耕作されていなかったのですけれども、これが作ってもらった方がやはり高齢になられて、先行きが不安となり、またほかの2件の方からも一緒にということに頼まれたそうで、手放すことにされたそうです。価格もそのほうがよいのだという説明もあったそうです。

フェンスとか看板、それから周辺の水路の清掃管理、そして周りの住宅もありますので、その方たちにも説明をきちんとしますということで約束していただきました。

47ページにもありますように、農地区分は集団面積2.2haの第2種農地でいずれの法令にも該当しない農地です。

報告は以上です。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

- 藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。
- 12番 これ——と直接お話しして、本当は手放したくもないんだけど、私が参加せんかったら土地の値段も安いし、両方囲まれることになって、あんたのせいで話が前に進まなかったと言われるのも嫌だから乗りますと、農家をこんなふうに追い込んでいっているんですね。なんで、これは隣に建っているから賛成しますけど、はい、そういう状況もある。池田委員も聞かれていると思うんですけど、はい、そういう状況もあるそうです。
- 藤井会長 今石田委員がおっしゃったように、右田のライスセンターのところに建っているやつもそうなんですよね。担い手農家一生懸命やられておるけど、周りがみんなそういう流れで自分だけが反対したらまとまるものもまとまらないからということで、渋々提供されて、その結果、その方は違うところに農地を求められましたけれども、代替農地を。そういう流れもあるんで、その辺のところも難しいところですけど、現状はそういうのがあるということは認識させていただきたいというふうに思います。

ほかに何か御意見ございませんか。よろしいですか。

今回のこの江泊の件は、5番、7番が保留というか取下げになっていますけど、これは改めて検討ということなんですよね。
- 1番 来月出ると聞いております。
- 藤井会長 この業者さんから行くと、地元の意向をしっかりとくんでくださるからこういうことになったというふうに聞いていますんで、こういうふうだね。そういうことでは信頼のおける業者さんだと思いますので、それは御理解頂きたいというふうに思います。

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認いたします。

続きまして、8番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 高井・大崎地区の担当の熊安です。59ページを御覧ください。ここ見ると、見るからに何か耕作しにくい三角形の土地になっています。しかもここは南は佐波川で、佐波川の土手があって、その下がったところの平地ですね。そこのまた上へ上がるとバイパスになっています。くぼみのところのような狭いところですが、でも結構横長に三角形の土地がありました。ここの御説明をいたします。

議案第3号の8番は、所有権の移転です。譲受人の—の会社は、譲渡人3か所の田、合計2,821m<sup>2</sup>を譲り受けて太陽光発電設備に転用したいという申請です。

現地確認を事務局お二人と1月17日、午後2時に行い、18日午前11時に譲受人の代理人である行政書士さんにお電話での聞き取りを行いましたので、その結果を御報告いたします。

現地は、漆の一で、防府バイパス下り線と佐波川土手の北側にあります。農地の種別は第2種農地で集団農地面積0.4haで、いずれの法令にも該当しない農地です。この申請地の農地は3件の田ですが、見るからに農地として維持管理が困難なような土地でした。

行政書士さんから、100%信頼のおける、ここの会社ですね。本部のほうの会社の—の方で管理を任されているとのことで、年に2回草刈りを定期的にするようになっていて、また問題があれば遠慮なく会社のほうへお電話を頂ければ対応いたしますとのことでした。

日当たりはとてもよいので、太陽光発電施設としては近隣に迷惑は全然かからないようなところでしたので、ここは太陽光設備として適地じゃないかなと思いました。これがもし田んぼだったら私ももう反対いたしますけど、周りが田んぼがたくさんありましたが、猛反対したいぐらいですが、ここはちょうど谷間みたいところで日当たりのいいところで隣近所、田んぼもないようなところでしたので、適地だと思います。皆様の御審議をよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、承認いたします。

続きまして、9番、地元委員さん、説明をお願いします。

- 13番 引き続き先ほどの土手の西側のほうです。ここも近隣に迷惑かからない場所でした。

65ページを御覧ください。譲受人の会社が譲渡人の田に太陽光発電設備に転用したいという申請です。

現地確認を事務局お二人と1月17日、午後2時過ぎに行い、譲受人の代理人である行政書士さんに18日、お電話での聞き取りを行いましたので、その結果を御報告いたします。

現地は、漆の一で、防府バイパス下り線と佐波川土手の北側にあります。

農地の種別は第2種農地で、集団農地面積0.9haで、いずれの法令にも該当しない農地です。

申請地の農地は、管理が全くできていませんでした。木々が20本も育っていて、草ぼうぼうで2m近い草が茂っていました。譲渡人の維持管理は困難な状況です。太陽光発電設備が成立した場合の管理方法を代理人さんに質問をいたしました。その点は大丈夫なように草刈りも先ほどの議案第3号の8番と同じように、草刈りも定期的に広島の方から行って管理します。いざというときには市道から見えやすい—あ、それと電話番号ですが、それも市道から見えやすい門扉に緊急連絡先を表示するようになっていきますとのことでした。

この申請地は、日当たりは良好で太陽光発電設備に支障がないと判断いたしました。皆様の御審議をよろしく願いいたします。

- 藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- 藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、9番、承認いたします。

続きまして、10番、地元委員さん、説明をお願いします。

- 12番 12番、石田です。ここの案件ですがまた太陽光で、さっきから大変心苦しいですけど、私の地元の案件ということで御説明させていただきます。

現地については、人丸橋より右田側に200mぐらい行ったところになります。

譲渡人のこれ——さんなんですけど、元農業委員、私の前にされていた方で、農業を一生懸命やられていて、私もよくいろんなこととお叱りも受けたんですけど。数年前に交通事故をされて、だんだんちょっと足のほうが悪くなられたということで、農地ほかにもたくさん持っておられるんですけど、ほかの部分は担い手がやってくれているんですけど、ここはちょっとやってくれてがないということで。体も本当足が、今回ちょっと御自宅伺ってお話聞きにいったら、本当に足がつえをつかんと歩けんような状態になられていて、ちょっと私もショックを受けたんですけど。それだ

としたら仕方がないだろうなと思った次第です。

このエリア、圃場整備をしていく予定になっているんですけど、ここちょっと対象外で、ここをどうにかしようと思ってもちょっとできないような状況なので、農業委員としては致し方ないかなと思っております。

譲受人の業者の代理人である行政書士さんともお話したんですけど、行政書士さんちょうどこの辺で生まれ育ったからで、やっぱり周辺への説明とかその辺もしっかりされておられましたので、顔もよく知った仲だということで、とてもよい行政書士さんだったなと思っております。みんながこういうふうになんとなく対応してくれれば、地元との話もスムーズに行くんだらうなと感じました。

地元委員としては何も問題ない案件と思います。皆様方の御審議をよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、10番、承認いたします。

ちょっと5分ぐらい休みません。ちょっと5分休みましょう。50分から始めましょう。よろしくをお願いします。

午後3時45分休憩

.....  
午後3時50分再開

○藤井会長 それでは再開したいと思いますので、着席をお願いします。

それでは、議案第4号、第5号、一括上程させていただきたいと思います。

担当の委員さんがおられますけれども、これ退席を求めずに進めさせていただきたいというふうにあります。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

各議案に修正がありまして、議案4号の4番と6番が削除となっております。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。

議案書の8ページに内容を記載しておりますので御覧ください。

議案4号につきまして、令和4年1月26日公告予定の利用権設定申請が4件提出されております。

す。

農用地集積面積は1万5,437m<sup>2</sup>でございます。内容といたしまして、使用貸借権の設定が4件、新規2件、再設定2件となっております。

計画の内容は議案に記載してあるとおりでございます。本案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。

こちらにも議案の修正がございまして、1番と3番が削除になっております。

議案集の10ページに記載しておりますので御覧ください。

議案第5号につきましては、県で公告予定の利用権設定が1件になります。

内容としまして、議案第5号の番号1番は、前号の議案第4号の番号4について公社から貸付けを行うものになっております。御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第4号、5号、御承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第4号、第5号、承認いたします。

続きまして、議案第6号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書は11ページ、資料は83ページです。

議案第6号は、非農地判定についてで、提出された件数は2件です。対象となる地区は向島と大道です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、番号1、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番の吉本です。かなりちょっと多くて見えづらいんで、まず11ページから順次向島地区なんですけど、どの辺りかというのを83ページの資料をちょっと見てください。そして今度は87ページをちょっと折っておいてください、この写真が出ますからね、87ページ、2つぐらいと思うんで、はい。では、行きます。

それでは、資料の83ページを見てください。これは向島の小田漁港のすぐ上の山斜面の農地とか元農地ですね。元農地の場所を11月29日に事務局の矢石係長さんと向島の竹内さんが農地最適化推進委員ということで、よく御存じなので私と3人で現地を確認いたしました。

対象の農地は今言いましたように11件ありまして、18枚の農地、これをずっと山の中に入っ

て実は見ようとしたんですが、一部はもう道もなく、竹とか木は繁茂して、なかなか入れないところがありましたし、遠目で見て、あと写真で分かりますが、もう5年ぐらい入った形跡もないなどいうのありましたので、非農地という判定をしました。

途中で、歩いて幾らか草刈りとか耕作なんかしていらっしゃるような耕作放棄地ですけど、そういう木が生えていないようなところは今回は外しております。

それでは、84ページ、4ページは、ここ——の土地なんですが、1と2というふうに矢印書いてありますよね。1というのが、87ページのちょっと写真を見てください、87ページ。写真、上のほうが1ですね。現地はこのように木と竹が繁茂しておりまして、もう農地の様相をなしておりません。

2も2筆ぐらいあるんですが、87ページの下ですね、下のような状態になっておりまして、これはもう農地には復元できないなということで判定をいたしました。

次が、11ページのちょっと順番が変動になるんですが、11ページの写真で行くと88ページの3番と4番ですね。ここのような状態が山の状態です。地番がずっと赤と白で書いてあるんですが、これが上から行きますと向島の1252から1256というような場所になります。——、このような山の状態です。農作業が入って、ちょっと農地にはもう復元できんだろうというふうな状況です。

次が、89ページの5、6です。5、6はちょっと戻ってもらって、85ページに戻ってもらって、ちょっと緑に書いてあるように、道がもうほとんど獣道のようになっているんですが、このような写真が5番ですね。そして黒い丸で矢印が書いてあるんですが、4、5とか6番とかね。これはカメラの方向です、ここから撮ったということですね。これが88ページの写真、そして89ページ、5、6ですね。このような写真です。道のほうはもう山ちゅうか地は竹が主ですよ。竹がたくさん生えておって、非農地に判定いたしました。

次が、今度は資料のちょっと分かりにくいんですが、85ページの資料の6—3が間に入っているんですが、黒の丸で、6、7というふうにありますね。この6、7の写真が、これは——のあれですが、89ページね。89ページから見たところ、向島の1、2の分なら。これは——の土地ですね。このような状態です、山は。

続いて、向島の今度は8、9になるんですが、8、9は、資料戻ってもらって86ページですね。86ページの山の中にずっと上がっていったんですが、この8、9が下の向島の——と——と——、それぞれ——というふうな場所になります。この写真が8、9ですので、資料の91になります。91、これは下のほうから、葛がかなりありましてあまり前にまで行かれなかったんですが、既に山林化しているというふうな状況です。

一番最後の——、これは写真のほうなんですが、少し戻りますが、89ページの上の写真にな



をいたしました。

ということで、今回、非農地と判断することが適当であるというふうに考えます。皆様の御審議のほどよろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

これから非農地判定、順次行っていただきます。大変なところに入ってくださいわけですが、どうぞおけがのないように気をつけてやっていただきたいというふうをお願いいたします。

以上で、審議事項は終了です。報告事項が1号から7号までございます。目を通していただいて、何かお気づきがあれば御質問頂きたいと思えます。何かございませんか。よろしいですか。どうぞ。

○3番 14ページの3番で、転用目的は家庭菜園で、農地法第5条の届出ということで、これどういうことなのかなと。

○藤井会長 事務局、説明してください。

○事務局 事務局から説明いたします。14ページの3番、富海————で家庭菜園ということですが、これは隣に譲受人の方の家がすぐ隣にあって、ほぼ自家用の家庭菜園として農地を転用として、ほぼ家に取り込むというような形で転用の届出が出ました。規模が大きいので、これ農地かどうかというお話をしたんですけども、もちろん家庭菜園となれば宅地となってしまいますので、固定資産税も当然高くなると。宅地の扱いになりますので、そこら辺のデメリットもお伝えはしたんですけども、あくまで家庭菜園としての届出であるということをおっしゃられておりました。

以上です。

○藤井会長 よろしいですか。

○3番 宅地にして農業されるということですか。

○事務局 そうです。あくまで農業というよりは宅地の中での家庭菜園という、農地ではなくなるという形になります。

○3番 土が盛られるんです。

○事務局 既に今の状況がもう畑の状況になっておりますので、そのまま使われるのかと思います。

○藤井会長 いいですか。

○3番 はい、分かりました。

○藤井会長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、これで議案審議は閉じたいと思います。

午後4時15分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年 1月19日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員